

多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">昭和48年3月30日条例第15号 多摩市道路占用料等徴収条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により市が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）及び法第73条の規定により市が徴収する負担金等に係る延滞金（以下「延滞金」という。）の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 <b>多摩市長（以下「市長」という。）</b>は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設</p> <p>(4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路</p> <p>(5) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これらに類する施設</p> <p>(6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類</p> <p>(7) 祭典その他恒例により設置する施設</p>	<p style="text-align: center;">昭和48年3月30日条例第15号 多摩市道路占用料等徴収条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により市が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）及び法第73条の規定により市が徴収する負担金等に係る延滞金（以下「延滞金」という。）の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 <b>市長</b>は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) <b>法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び</b>地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設</p> <p>(4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路</p> <p>(5) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これらに類する施設</p> <p>(6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類</p> <p>(7) 祭典その他恒例により設置する施設</p>

改正後	改正前
<p>(8) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p><u>2 市長は、前項に定めるもののほか、天災地変その他占有者の責に帰することのできない理由により、占有の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有をすることができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあっては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、占用料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占用料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占有者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。</p> <p>3 既に納入した占用料は、返還しない。<u>ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を返還する。</u></p>	<p>(8) <u>天災地変その他占有者の責に帰することのできない理由により、占有の目的を遂行することができないと認められるもの</u></p> <p>(9) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有をすることができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日又は<u>占有の協議が成立した日</u>（電線共同溝に係る占用料にあっては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、占用料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占用料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占有者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。</p> <p>3 既に納入した占用料は、返還しない。<u>ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占有の許可を取消した場合においては、当該占有の許可を取消した日の属する月の翌月以降の</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) 市長が法第71条第2項の規定により道路の占用許可を取り消した場合 当該占用許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料の額</p> <p>(2) 市長が前条第2項の規定により占用料の額の全部又は一部を免除した場合 同項の規定により免除した額 (延滞金)</p> <p>第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別表(第2条関係) <u>改正後1のとおり</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の多摩市道路占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用する。</p>	<p><u>分に相当する占用料は、返還する。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別表(第2条関係) <u>改正前1のとおり</u></p>

**改正後1** 別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	1,480円	
	第2種電柱		2,280円	
	第3種電柱		3,070円	
	第1種電話柱		1,320円	
	第2種電話柱		2,120円	
	第3種電話柱		2,910円	
	その他の柱類		130円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	13円
	地下電線その他地下に設ける線類			7円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,290円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	790円		

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,580円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		79円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		230円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		310円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		550円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		790円	
	外径が1メートル以上のもの	1,590円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,240円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,320円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		4,950円	
	地下に設ける通路		2,970円	
	その他のもの		2,240円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	88円	
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	8,800円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800円	
	標識	1本につき1年	2,120円	
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	88円	
			その他のもの	8,800円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000円
	その他のもの		44,000円	

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	2,000円		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	占用面積1平方メートルにつき1年	8,800円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650円		
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		

備考

- 1 **第1種電柱とは**、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、**第2種電柱とは**、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、**第3種電柱とは**、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 **第1種電話柱とは**、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、**第2種電話柱とは**、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、**第3種電話柱とは**、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。
- 6 表示面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用の期間は暦により計算し、占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、更に、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

改正前1 別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	1,800円	
	第2種電柱		2,880円	
	第3種電柱		3,960円	
	第1種電話柱		1,480円	
	第2種電話柱		2,400円	
	第3種電話柱		3,360円	
	その他の柱類		140円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	19円	
	地下電線その他地下に設ける線類		9円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,400円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	960円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,580円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	8,800円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	2,730円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	93円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180円	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		650円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		930円	
外径が1メートル以上のもの		1,860円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	2,240円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,980円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		5,800円	
	地下に設ける通路		3,530円	
	その他のもの		2,240円	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき 1日 占用面積1平方メートルにつき 1年	88円 8,800円
道路法施行令(以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く) 標識 旗ざお及び幕 アーチ式工作物	表示面積1平方メートルにつき 1年 1本につき 1年 占用面積1平方メートル又は1本につき 1日 占用面積1平方メートル又は1本につき 1年 1基につき 1年	8,800円 2,200円 88円 8,800円 88,000円 44,000円
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき 1年	8,800円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき 1年	2,730円
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3のもの 階数が4以上のもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額

備考

- 1 **第1種電柱**とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、**第2種電柱**とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、**第3種電柱**とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 **第1種電話柱**とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、**第2種電話柱**とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、**第3種電話柱**とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。
- 6 表示面積若しくは占有面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 7 占有の期間は暦により計算し、占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、更に、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。